届出日　令和 3年 1月 1日

北陸信越運輸局　新潟　運輸支局長　殿

記載例

軽 自 動 車 運 送 事 業 経 営 届 出 書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所（主たる事務所）	開始予定日	令和 3 年 1 月 8 日
ふりがな	こくど　たろう	
氏名又は名称 （主たる事務所の名称）	国土　太郎　　（通称名：　　）	
代表者氏名		
住　所 （主たる事務所の位置）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号	
電話番号	025－285－3124	

事業計画の内容（住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる）

営業所の名称及び位置

営業所名	位置
本店	☑住所に同じ

事業用自動車の種別ごとの数

	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽（普通）	1 両	2 名	軽（霊柩）	両	名	二　輪	両	名

自動車車庫の位置及び収容能力

位置	営業所からの距離	収容能力
☑住所に同じ	0 m	12 ㎡

乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

位置	収容能力
☑住所に同じ	13．24㎡

運送約款（該当する□欄にチェックを入れる）

- ☑ 標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）
- □ 標準貨物軽自動車引越運送約款（平成15年国土交通省告示第172号）
- □ その他運送約款

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名
本店	国土　太郎

北陸信越運輸局　新潟　運輸支局長　殿

宣　誓　書

☑ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

☑ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 3 年 1 月 1 日

住　所 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号

氏　名 国土　太郎
（名称）

令和　３年　１月　１日

北陸信越運輸局 新潟 運輸支局長　殿

記載例

住　　所 新潟県新潟市中央区東出来島14番26号
氏名又は名称 国土　太郎
代 表 者 名
電 話 番 号 ０２５－２８５－３１２４

運賃料金設定（変更）届出書

貨物自動車運送事業報告規則第２条の２に基づき、運賃及び料金を設定（変更）したので、下記のとおり提出します。

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏　名　又　は　名　称　　国土　太郎
住　　所　　新潟県新潟市中央区東出来島14番26号
代表者名（役職名及び氏名）

２．事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業の別）
貨物軽自動車運送事業

３．設定（変更）した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
新潟　　県

４．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種　　類　　別添のとおり
運賃及び料金の額　　別添のとおり
適　用　方　法　　別添のとおり

５．実施年月日
令和　３　年　１　月　８　日より実施

６．変更を必要とした理由

記載例

事業用自動車等連絡書

この書類は[redacted]運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　令和　年　月　日
有効期限　発行日から１ヶ月

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定 (軽) 霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）	
使用者の名称（事業者名）	国土　太郎		所属営業所名	本店			
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左			
使用・廃止の別	使用しようとする自動車			廃止（減車・まつ消等）する自動車			
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号） ※車検証等でご確認ください。	※登録完了印・登録官印		旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印		
	車台番号 XX10－111111						
	① 自動車の年式……H・R　3　年式 （旅客・貨物自動車とも）　乗車定員　2　人 ② 旅客自動車……自動車の長さ　cm ③ 貨物自動車……種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・(軽) 〕 最大積載量　350　kg			① 自動車の年式……S・H・R　年式 （旅客・貨物自動車とも）　乗車定員　人 ② 旅客自動車……自動車の長さ　cm ③ 貨物自動車……種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量　kg			
事案発生理由	新規許可 ・(新規届出)・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動　（　運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（　）						
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。						
確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印			（注）1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. ※印欄は記入しないで下さい。				
				発行元連絡先：新潟運輸支局　輸送・監査部門　TEL 025－285－3124			